



テレビ制作の素材整理に着手



山陽放送の放送ライブラリーセンターは設置からまる3年を迎えました。その間映像のデジタル化や手書き原稿のコンピュータ入力などを行い、なんとか一部映像のアーカイブ化に漕ぎ着けましたが、そのほとんどは報道のデータでした。しかし、その報道素材もアーカイブ化の方向がようやく見えてきたため、センターでは来年度、懸案だった制作素材の本格的な整理に着手することにしました。

制作部で作られた番組はこれまで系統立てて保存されて居らず、かなりのテープが使い回しされていました。このため放送記録にはあっても素材そのものが残っていない物が多く、また残っていても、たまたまディレクターの個人ストックとして保存されていた物が多いのが実情です。センターでは、これまで社員や社外協力者の力をお借りして、家庭に保存されていたVHSテープなどの番組同録をコピーさせて頂いて、少しずつですが素材の復元を図ってきました。来年度からの作業は、保存のラックに貯められていたこれらのテープを、ジャンル別に整理した上で制作年月日順に並べ直し、デジタル化作業に入ろうというものです。

放送記録があまり残っていない上、開局当時を知る社員が少なくなる中で、作業はかなり困難になりそうですが、各位のご協力で進めていくつもりです。

臨時版著作権 知識

「同一性保持権」とは

前々回終わったばかりの著作権豆知識ですが、面白い事例が出てきたので臨時版として掲載しました。

面白い事例と言うのは、最近テレビや週刊誌を騒がせている森進一のおふくろさん騒動です。事の発端は、川内康範氏が作詞した演歌「おふくろさん」の歌詞の冒頭に、元には無い歌詞が挿入され、それを森が番組などで歌ったのに対して川内氏が意義を唱えたというものです。

挿入された歌詞は、実は30年も前に、別の作詞家と森、それに元歌の作曲家が一緒になって加えた物で、当時から川内氏に無断でした。

川内氏は、自分の作った歌詞に別の文句を付け加えられたことによって、同じ著作物と言えなくなったとして、著作者の権利の一つである「同一性保持権」を盾に森に「おふくろさん」自体を歌うことの禁止を求めましたが、その後JASRACから、元歌については森が歌うことは妨げないという発表がありました。

「同一性保持権」は著作者人格権の一つで、著作者が、映像や文章などの著作物を、第三者に勝手に変えられることを禁止できる権利です。たとえば、替え歌などもその対象で、著作者に無断で作ってみんなの前で歌えばこの権利を侵害した事になります。現在プロの替え歌歌手は何人も居ますが、すべて元歌の著作者に了解を得た上で歌っています。

この騒動が起こった時、森が「『おふくろさん』は『森進一のおふくろさん』だ」と言ったそうですが、それは間違いです。歌手が持てる権利は著作隣接権、つまりその歌の歌声だけなのです。

著作権フリー音源2種類を追加

ライブラリーセンターではかねてからWebページなどで使うための著作権フリー音源を配布してきました。

今回は年度替りで生まれた需要に対応するための配布で、テーマミュージックなどに使いやすいCUT IN CUT OUTのあるものと情景プレイヤー用のもの2種類です。年度末の予算の厳しい折ですが、報道部の協力で何とか配布することが出来ました。

フリー音源は今後さらに需要が増えそうで、センターでは来年度出来るだけこれに対応していくことにしています。